

SNSを活用した消費生活相談の試行実施について

令和3年10月29日
京都府消費生活安全センター
075-671-0030

令和4年4月からの成年年齢引下げにより、18・19歳の消費者トラブルの増加が懸念されることから、消費者庁では、消費生活相談に係る相談手段の多様化について検討しており、今年度、SNSを活用した消費生活相談の実証実験を京都府内でも実施することとしています。

これを受けて京都府では、SNSを活用した消費生活相談について、以下のとおり試行実施することといたしましたのでお知らせします。

1 対象者

京都府内にお住まいの方（家族等の契約当事者が府内在住の場合を含む）

2 実験期間

令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

3 相談受付時間

9：00～16：30（土日祝日及び年末年始を除く）

4 相談方法

- (1) 京都府消費生活安全センター公式LINEアカウントを友だち登録する。
- (2) トーク画面の「相談する」をタップし、別途表示されるチャット画面から相談する。



京都府消費生活安全センターLINE公式アカウント

友だち登録用QRコード